

私設取引システム（PTS）運營業務の概要（平成13年5月31日現在）

会社名	認可日 業務開始日	売買価格 決定方法	取引時間	対象顧客	概要
株券					
日本相互	12. 6.30 12. 9.4	顧客間 交渉方式 顧客注文 対当方式	7:50 ~19:00	証券会社 機関投資家	取引所取引時間外における売買の仲介（約定後に自己が仕切り売買）。
マネックス	13. 1.26 13. 1.26	市場価格 売買方式	17:00 ~23:59	個人投資家	取引所、店頭を終値を用いた注文の付け合わせ（約定後に自己が仕切り売買）。
インスティネット （外証）	13. 1.26 13年6月	顧客注文 対当方式	7:00 ~21:00	証券会社 機関投資家	業者間売買の媒介。
債券					
イー・ボンド	12.6.30 13.1.31	顧客間 交渉方式	7:00 ~18:00	証券会社 機関投資家	地方債、政府保証債等の流動性の低い債券の業者間売買の媒介。
エムティーエスジャパン	13. 1.19 13. 1.26	売買気配 提示方式	9:10 ~17:00	証券会社 （当初14社）	国債の業者間売買の媒介。
ガーバン東短	13. 1.19 13. 1.24	顧客注文 対当方式	9:00 ~18:10	証券会社 機関投資家	債券の業者間売買の媒介。
日本相互	13. 2.19 13. 4.2	顧客注文 対当方式	8:40 ~18:05	証券会社 機関投資家	債券の業者間売買の仲介。
キャンター （外証）	13. 2.19 13. 2.19	顧客注文 対当方式	8:30 ~18:30	証券会社 機関投資家	債券の業者間売買の仲介（最良気配のみを採用）。

平成 12 年 12 月 11 日
金 融 庁

事務ガイドライン（「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」）の一部改正について

1. 情報通信技術の著しい発達等により証券取引のボーダレス化が進む今日、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者が、明らかに日本国内の投資者向けのホームページ等を開設し、直接に日本国内の投資者に対し、証券取引に関する情報提供、更には実際の証券取引を行っている例が見られる。
2. こうした国内に拠点を有しない外国証券業者の無登録営業を放置することとなれば、日本国内の投資者が当該外国業者がホームページ上に掲載する広告等を閲覧し、当該証券業者との間の取引が投資者保護制度等の我が国法令により保護されないことを十分認識しないまま取引を開始するといった事態も予想され、これは外国証券業者に関する法律等の立法趣旨に反するとともに、投資者保護上問題が生ずる恐れがあるものと判断した。
3. 従って、金融庁としては、投資者保護等の観点から、外国証券業者に関する法律（第3条）、同施行令（第2条）及び外国証券業者に関する総理府令（第7条）に基づき、外国証券業者がホームページ上に掲載する広告等のうち、如何なるものが登録を要するのかといった点についてその基準を明確化するとともに、我が国投資者に対し取引相手が登録証券会社であるか否かについて十分認識した上で取引を開始するよう注意を喚起するため、本日、事務ガイドライン（「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」）を改正し、各財務局に通知するとともに、当庁のホームページ上のコンテンツとして同ガイドライン等を追加掲載することとした。
4. 主な改正内容は以下のとおり（詳細は別紙参照）。
 - （第1部）証券会社等の監督関係
 4. 外国証券会社の監督事務等
 - 4-4 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

問い合わせ先	
金融庁	Tel 03-3506-6000(代)
監督部証券課	吉野、岡野 (内線 3352、3364)

外国証券業者に関する法律（第3条）、同施行令（第2条）及び外国証券業者に関する総理府令（第7条）に基づく事務ガイドライン
（外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引関連）

1. 外国証券業者に関する法令の基本的考え方

外国証券業者（外国の法令に準拠し、外国において証券業を営む者）は、日本国内における証券業の本拠として設ける主たる支店について登録を受けない限り、国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことはできない。
(外国証券業者に関する法律第3条参照)

他方、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者であっても、証券取引行為についての勧誘をすることなく、国内にある者の注文を受けて外国からその者を相手方として証券取引行為を行うことについては許容されている。
(外国証券業者に関する法律施行令第2条第2項参照)

2. 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

外国証券業者がホームページ等に有価証券取引に関する広告・情報提供等（以下、「広告等」という。）を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為の中の「新聞、雑誌、テレビジョン及びラジオ並びにこれらに類するものによる有価証券に対する投資に関する広告」に該当する。

(外国証券業者に関する総理府令第7条1号参照)

但し、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内の投資者との間の証券取引行為につながらないような合理的な措置が講じられている限り、「主として国外にある者を対象とする広告」として、国内投資者に向けた「勧誘」には該当しないものとする。

(1) 担保文言

- 日本国内の投資者が当該サービスの対象とされていない旨の文言が明記されていること
- ※上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。
 - 当該担保文言を判読するためには、広告等を閲覧する以外の特段の追加的操作を要しないこと
 - 担保文言が、当該サイトを利用する日本国内の投資者が合理的に判読できる言語により表示されていること

(2) 取引防止措置等

- 日本国内にある投資者との間の証券取引を防止するための措置が講じられていること
- ※上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。
 - 取引に際して、投資者より、住所、郵送先住所、メールアドレス、支払い方法その他の情報を提示させることにより、その居所を確認できる手続を経ていること
 - 明らかに日本国内の投資者による証券取引行為であると信ずるに足る合理的な事由がある場合には、当該投資者から注文に応ずることのないよう配慮していること
 - 日本国内に顧客向けのコールセンターを設置する、或いは国内投資者を対象とするホームページ等にリンクを設定する等を始めとして、日本国内にある投資者に対し証券取引行為を誘引することのないよう配慮していること

また、以上に掲げる措置はあくまで例示であり、これらと同等若しくはそれ以上の措置が講じられている場合には、当該広告等の提供は、国内投資者向けの「勧誘」行為に該当しないものとする。

なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が国内投資者向けの「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、当該外国証券業者は、日本国内の投資者との間で勧誘を伴う実際の証券取引行為が行われていない旨を証明すべきである。

証券会社の自己資本規制に関する内閣府令等の改正について

今般の金融商品会計基準の導入に伴う有価証券の評価損益に係る企業会計上の取扱の変更に加え、最近のBIS・IOSCO及び諸外国の動向等も踏まえ、証券会社のリスク管理機能の強化・高度化に向け、所要の見直しを行う。

1. 自己資本関係

(1) 「その他有価証券」の評価損益の取扱

有価証券の評価益（ネット）が生じた場合には、その税効果調整後の全額（約 60%）を補完的項目(Tier2)に算入することとし、評価損（ネット）が生じた場合には、その税効果調整後の全額（約 60%）を基本的項目(Tier1)から控除。

	現行	→	見直し後
評価益	100%を Tier2 に算入	→	税効果調整後全額（約 60%）を Tier2 に算入
評価損	100%を Tier1 から控除	→	税効果調整後全額（約 60%）を Tier1 から控除

(2) 劣後ローン等

現行規定上、劣後特約付借入金・劣後特約付社債については、基本的項目(Tier1)の限度まで補完的項目（Tier2）に算入できるとされているが、銀行及び英国・FSAルール（証券）等も参考に、

- 長短の劣後ローン等に個別の上限（Cap）を設定。
- 期限前償還については原則として不可とする（但し、一定の条件の下で可）。

2. 市場リスク相当額の算出方法

(1) 個別法の廃止

現行規定上の市場リスク相当額の算出方法（個別法、分解法（銀行の場合の標準的方式）、内部管理モデル方式）のうち、旧来型のリスク管理手法である「個別法」を廃止し、銀行と同様、「分解法（=Building Block 方式）」を、標準的な算出方法と位置付ける。

(2) 内部管理モデル方式の取扱

現行規定上、「内部管理モデル方式」を採用する際には、当局の承認が必要とされているが、当該モデルにより算出されたバリュー・アット・リスク（VAR）の的確性に係る報告義務や承認取消に係る規定の厳格化を図り、今後、内部管理モデルの承認を行う。

3. その他

(1) 新たな取引に係る規定の整備（DVP取引における債券のフェイル等）

証券取引に係るDVP決済の確保、決済期間の短縮化（T+1）に向け、英国・FSAルール等も参考に、DVP取引における受渡不履行（フェイル）等に係る取引先リスク相当額の算出方法について、新たに規定を整備。

(2) 分別保管の徹底

ペイ・オフ解禁等も踏まえ、顧客資産の分別保管状況をよりの確に把握するため、自己資本規制に関する内閣府令等の改正に併せ、報告事項について所要の見直しを行う。

証券会社の数の推移

	社 数		社 数
7年3月末	282 (230)	13年1月末	298 (242)
8年3月末	285 (231)	13年2月末	298 (242)
9年3月末	288 (232)	13年3月末	296 (244)
10年3月末	294 (235)	13年4月末	293 (241)
11年3月末	288 (231)	13年5月末	293 (241)
12年3月末	297 (238)		

(注)

1. 証券業協会調べ。
2. 全証券会社数。
3. () は国内証券会社数で内書。

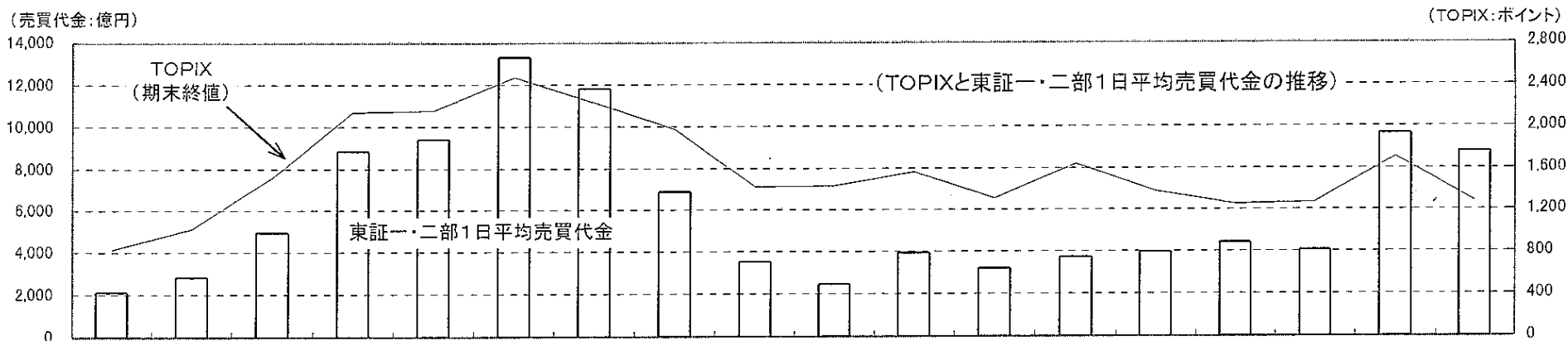
証券会社の平成 1 3 年 3 月期決算概況

(単位：億円)

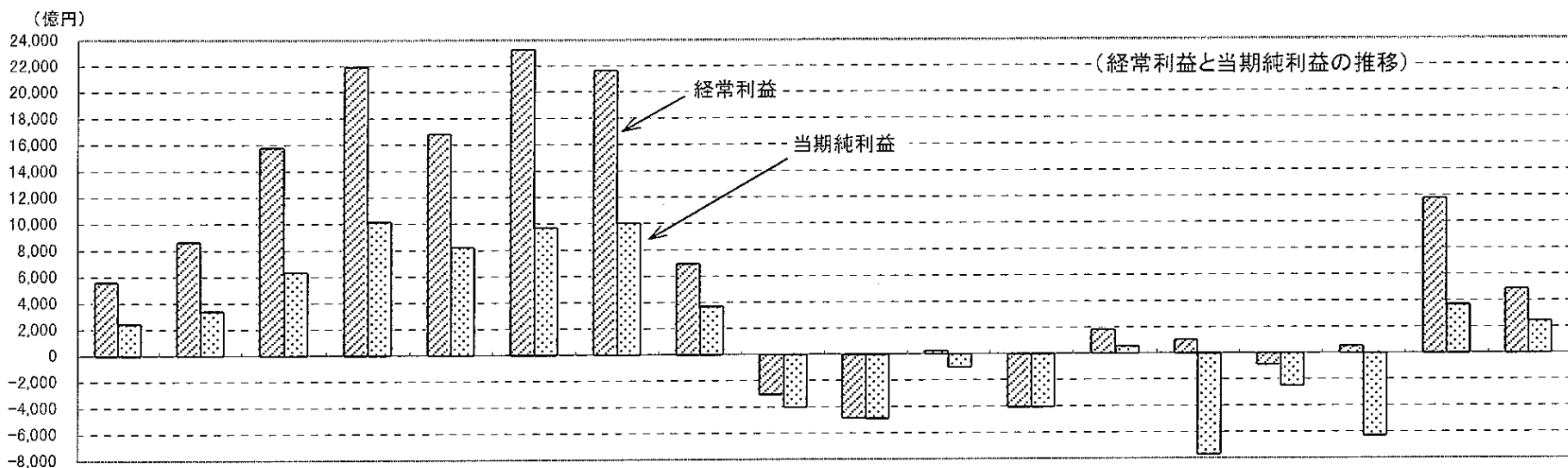
	1 3 . 3 期		1 2 . 3 期		1 1 . 3 期	
		前期比		前期比		前期比
会 社 数	238		226		215	
営 業 収 益	22,352	77%	29,093	167%	17,417	102%
受 入 手 数 料	14,642	66%	22,283	194%	11,495	96%
委 託 手 数 料	7,112	55%	13,029	246%	5,290	82%
ト レーディング 損益	5,832	109%	5,356	150%	3,560	176%
営 業 費 用	17,546	102%	17,220	102%	16,821	93%
経 常 利 益	4,889	41%	11,792	2102%	561	-
当 期 純 利 益	2,465	66%	3,723	-	▲ 6,312	-

(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

株式市況と証券会社の損益の推移



	59.9期	60.9期	61.9期	62.9期	63.9期	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期
売買代金	2,123	2,839	4,982	8,847	9,413	13,311	11,810	6,904	3,542	2,495	3,964	3,216	3,741	3,992	4,437	4,096	9,656	8,807



	59.9期	60.9期	61.9期	62.9期	63.9期	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期
経常利益	5,612	8,630	15,782	21,970	16,811	11,638	21,674	6,928	-3,006	-4,827	279	-4,045	1,849	1,061	-861	561	11,792	4,889
当期純利益	2,469	3,428	6,349	10,172	8,248	4,856	10,039	3,708	-3,995	-4,888	-994	-4,040	552	-7,695	-2,469	-6,312	3,723	2,465

(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。
 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

投資者保護基金の概要

	日本投資者保護基金	証券投資者保護基金
会員数	会員証券会社数(13年5月末) 国内証券会社 230社 外国証券会社 9社 計 239社	会員証券会社数(13年5月末) 国内証券会社 11社 外国証券会社 43社 計 54社
役員	理事長 奥本 英一朗 (日本証券業協会会長)	理事長 津川 清 (リーマン・ブラザー証券会社会長)
基金規模	11年3月末(初年度末) 約330億円 (現金) 13年5月 約515億円 (注現金約455億円、拠出約束60億円)	11年3月末(初年度末) 約100億円 (注現金30%、銀行保証70%) 13年5月 約117億円 (注現金30%、銀行保証70%) 基金規模が100億円を10億円以上下回った場合には、100億円を回復するように追加拠出
補償実績	1件 補償額 約59億円 ○ 平成12年3月の南証券の破産に伴うもの	なし